

令和7年度第1回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日 時：令和7年7月29日（火）15:00～17:00

2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：10名

(1) 委員：5名

会 長 河井 耕治（沖縄弁護士会）
委 員 矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）※オンライン参加
委 員 小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）
委 員 奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）※オンライン参加
委 員 池味 エリカ（沖縄弁護士会）

(2) 事務局：4名

こども未来部長、女性力・ダイバーシティ推進課長、人権・男女共同参画班
長、担当主幹

4 公開・非公開の別 一部非公開（議題アの途中まで公開）

5 こども未来部長挨拶

- 会長、委員各位におかれては、日頃から、沖縄県差別のない社会づくり条例
的的確な解釈運用のためにお力添えを賜り感謝申し上げます。
- 令和5年4月に条例が施行され今年で3年目を迎えた。県は、人権相談窓口
を設置するとともに、ポスター、リーフレット等を通じて広く県民の方々への
周知啓発に努めてきたところだが、昨年実施した「沖縄県差別のない社会づく
りに関するアンケート調査」では、条例についての認知度が31.8パーセント
であり、認知度に課題があると認識している。
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、去る3月末に、審
議会の御意見を踏まえた上で、県として初めて公表と那覇地方法務局への通知
を行った。今回、新たに4件の諮問をさせていただくので、御審議を賜りたい。
- 今年度は、条例附則で「社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況
について検討を加える」こととされており、昨年度、県では審議会の御助言を
いただきながら、アンケート調査を実施した。
- 調査結果の捉え方、今後の取組等については審議会における検討が大変重要
なので、忌憚のない御意見を願います。

6 議題等

(1) 議題

ア 沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査結果について

イ 検討事項

(ア) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について

(イ) 罰則規定について

(ウ) インターネット・モニタリングについて

ウ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

(2) 報告事項

- ア 沖縄県人権相談窓口等の運用状況について
- イ 沖縄県差別のない社会づくり条例に関する施策の年度計画（案）

7 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。

(1) 議題

ア 沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査結果について

事務局から、資料に基づき、調査の概要について説明した。主な意見は次のとおり。

- 地方における人権の取組に当たっては現状認識が一番重要であり、こういった調査を毎年とか2年に1回行うことには非常に意味がある。
- 一般に条例の認知度は他県でも決して高くはないので、沖縄県差別のない社会づくり条例の認知度が他県と比べて特に低いというわけではない。普及啓発を今後も進めていくべきである。
- 今回の調査を通じて女性の方が、差別に対してセンシティブだという印象を全体的に持った。また、性別・年代によって差別を感じているところは違うということ結果が出ていた。
- インターネット関係の差別に関する数字が非常に高かったため、ネットリテラシーへの取組が必要であると思われる。
- アンケート調査結果の概要版は分かりやすくまとめられており、人権教育の教材として配布したら良いと思う。
- 先般の選挙などで色々な言説があったこともあり、今回のようなアンケート調査は、頻度を上げてやっていただくということに価値があると思う。

イ 検討事項

(7) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について

事務局から、資料に基づき、調査の概要について説明した。主な意見は次のとおり。

- 条例の改正の実務的な流れを想定したスケジュール感で審議する必要がある。
- 全く民族性と関わりなく、抽象的に沖縄県民を批判するとか、侮辱するとかいう場合について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動と同じレベルの問題と考えることには引っかけがある。
- 条例第3条に列挙されている人種、国籍等をもう少し広げ、障害なども入れて、それに対する差別的言動を包括的にカバーすれば、この県民という難しい概念を使わなくてもいいというふうにも考えられる。
- 県民であることを理由とする不当な差別的言動を氏名等公表の対象にするのは難しいので、条例第9条の条文としては現行のままでいい。
- 条例第9条に基づく施策として、審議会で検討を加えて同条に該当すると判断された一定の表現を例示として周知することは、例示以外の表現が「それ以外のものは大丈夫」と受け取られることのないようにすれば一つの対応として考え得る。
- 沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査結果では、インターネットに関する回答が多かった。県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策も、インターネットに特化して行

うということにしてはどうか。

- インターネットにおける不当な差別的言動がかなり問題だと思っ
ているが、名誉棄損罪や侮辱罪に該当するような内容についても、少し
広くこの条例で扱えるようにしたいと考えている。

(イ) 罰則規定について

事務局から、資料に基づき説明した。本件については、次回審議会で
検討することとなった。

(ウ) インターネット・モニタリングについて

事務局から、資料に基づき説明した。本件については、次回審議会で
検討することとなった。

ウ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

令和7年7月29日付けで諮問を行った新規審議案件4件について事務局
から概要を説明した。

【審議結果】

- ・ 新規審議案件中、表現活動1件について、「本邦外出身者等に対する不
当な差別的言動」に該当しないと判断した。
- ・ この件について、該当しないとの判断は初めてであることから、答申の
文案を次回審議会に諮ることとなった。
- ・ 条例第11条に基づく申出に係る諮問事項について、審議会が不当な差別
的言動に該当しないとした場合について、申出者にその事実を伝える必要
性があると思料されることから、その場合の事務処理について事務局にお
いて整理することとなった。
- ・ 新規審議案件中、動画2件、表現活動1件については継続審議とした。
- ・ 主な意見は次のとおり。

(申出に係る諮問事項が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当
しないと判断された場合の申出をしたものへの通知の要否について)

- 申出に係る事案については、該当する場合は原則として公表されるこ
とになるが、該当しないということになった場合は申出者へのフィード
バックの仕組みが条例上はない。
- 条例上、申出に係る表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的
言動に該当しないことについて通知をしてはならないとは書いてない。
申出人に対しては、結論をきちんと通知をするのが、行政手続における
手続の適正という観点から妥当であるため、所管課が策定している事務
処理について定めを改正を検討してほしい。

(2) 報告事項

ア 沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

事務局から、資料に基づき説明した。

既に審議会に諮問されている本邦外出身者に対する不当な差別的言動に
該当するおそれのある表現活動と同一の表現活動が、人権相談においても
把握されていたことから、当該表現活動の取扱いについて検討した結果、
次のとおり処理することとなった。

(既に審議会に諮問されている本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するおそれのある表現活動と同一の表現活動を人権相談において把握した場合の当該表現活動の取扱い)

- 既に申出として諮問されている事項について、申出をした者とは別のものから人権相談窓口で相談があった場合に、当該相談において把握された内容の方がより詳細かつ的確であった場合には、県において、当該相談により把握された表現活動についても審議会に諮問することを妨げない。

イ 沖縄県差別のない社会づくり条例に関する施策の年度計画（案）
事務局から、資料に基づき、報告事項について説明。特に意見なし。

8 閉会

以上